

「義援金」第2次配分を交付

市は、義援金の第2次配分を交付します。第2次配分金は、第1次配分金が交付された方を対象に振り込みとなりますので、あらかじめ申請する必要があります。

1 第2次配分金を交付

義援金の第2次配分は、第1次配分金が交付された方を対象に、おおむね1カ月以内に指定された口座へ振り込みます。あらためて申請する必要はありません。

2 対象となる遺族がいない場合の交付

第1次配分金の申請が済んでいない人は、お早めに手続きするようにお願いします。

3 行方不明者の遺族に對する交付

行方が分からない市民の遺族に対する義援金交付は、戸籍の届け出の有無にかかわらず、行方が分からない旨の申し出により手続きができます。

2・3共通

■交付対象/交付額 死亡した(行方が分からない)市民の遺族/50万円

■用意する物 振込先の預金通帳、住民票など(申請者の状況に応じて、戸籍などの書類が必要となる場合があります)

■交付方法 口座振り込み(申請受付後、おおむね2週間かかります)

■申請期限 平成24年4月10日(火)

■申請場所 市生活課被災者支援室(市役所3階)

【義援金の交付対象と配分額】

交付対象	第二次配分	第一次配分
死亡または行方不明	1人当たり 81万5千円	1人当たり 50万円
居住している住宅が全壊または全焼	1戸当たり 81万5千円	1戸当たり 50万円
居住している住宅が半壊または半焼	1戸当たり 53万4千円	1戸当たり 25万円

義援金は、原則として死亡した(行方が分からない)市民の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖母の順)に交付されます。ただし、対象となる遺族がいない場合の支給対象は、次の①〜③の順位となります。

- 死亡した市民と生計を共にしていた二親等の血族(兄弟姉妹)
- 死亡した市民と生計を共にしていた三親等以内の親族
- 死亡した市民の葬祭を行った親族

「被災証明書」を交付

市は、このたびの震災により停電の被害に遭われた人を対象に、高速道路の無料通行などに用いる「被災証明書※」を交付します。

■申請受付時間/場所 平日の午前8時30分～午後5時15分/市役所1階ロビー(7月27日(水)まで)、市総合窓口課、市税務課、各総合事務所、各出張所

■用意する物 印鑑、身分証明(運転免許証、保険証、パスポートなど)

■手数料 無料

■問い合わせ 市危機管理課(☎68-9111)

※高速道路の無料通行には、罹災証明書の原本を利用できます。すでに罹災証明書をお持ちの場合は、新たに被災証明書の交付を受ける必要はありません。

被災者の火葬費用を精算

県では、このたびの震災による被災者の火葬について、遺族が負担した火葬費用を精算します。

■対象者 本市を含む沿岸の各市町村で被災し、その後お亡くなりになられた方など

■対象費用 棺、骨箱、火葬場使用料、遺体搬送料などの経費(祭壇や供花など、葬儀費用は対象外)

■用意する物 火葬許可証の写し、火葬場使用料の領収書原本、葬祭業者からの領収書および費用明細書の原本、振込先の預金通帳など

■問い合わせ 県庁くらしの安全課(☎019-629-6876) ※受付時間は平日の午前9時～午後5時

市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の取り扱いを決定

市は、このたびの震災で被災した方の市県民税（個人）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料（関連記事11頁）の減免などについて、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

問い合わせ 【市県民税・国民健康保険税について】市税務課市民税担当（☎68-9072）
 【後期高齢者医療保険料について】市総合窓口課医療給付担当（☎68-9076）
 【介護保険料について】市介護保険課管理審査担当（☎68-9085）

1、国民健康保険税などの納期限

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納期限は次の表のとおりです。
 納税通知書は、7月下旬に発送します。

税目など	期別	延長前の納期限	延長後の納期限
国民健康保険税	1期	平成23年8月1日	平成23年8月31日
	2期	8月31日	9月30日
	3期	9月30日	10月31日
後期高齢者医療保険料	4期	10月31日	11月30日
	5期	11月30日	12月26日
介護保険料	6期	12月26日	平成24年1月31日
	7期	平成24年1月31日	2月29日
	8期	2月29日	4月2日

2、市県民税（個人）などの減免

このたびの震災で被災し、市県民税（個人）などの納付が困難な場合は、減免となる場合がありますので、次のとおり申請してください。

申請は、市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を一括して受け付けます。

■**受付期日／時間** 下記【表1】のとおり地区割り／午前8時30分～午後5時

■**受付場所** 市役所1階ロビー

■**対象** 3階【表2】のとおり

■**用意する物** 印鑑、平成23年度納税（入）通知書および【表2】に掲げる書類

なお、住宅に半壊以上の被害を受けた世帯に対する減免について、6月16日までに義援金を受給した世帯の人には、あらかじめ減免した後の通知をお送りしますので、減免申請は必要ありません。

6月17日以降に義援金を受給した世帯の人、および、まだ義援金の請求をしていない世帯の人は、減免申請をしてください。

※住宅の減免額より所得減少などほかの事由による減免額が大きい場合は、申請により減免額を変更することができます。

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、世帯に変更のあった人や義援金の申請日などによって、あらかじめ減免とならない場合がありますので、その際は申請をお願いします。

【表1】申請受付の地区割り ※窓口の混雑を緩和し、待ち時間の負担を軽減するためにご協力ください。

期日	受付対象地区	期日	受付対象地区
7月28日(木)	重茂、音部、崎山、崎嶽ヶ崎	9日(火)	大通、末広町
29日(金)	蛸の浜町、山根町、港町、日立浜町	10日(水)	新川町、向町
30日(土)	熊野町、嶽ヶ崎上・仲・下町、日影町、臨港通	11日(木)	館ヶ下、新町、駒形通、赤前、白浜
31日(日)	田老上・中・下町・上荒谷、中荒谷、川向、乙部	12日(金)	法の脇、稻荷ヶ下、馬越、栄通り、下町、有川、本町、上町、前田、沼里
8月1日(月)	大平1・2、摂待、和野	15日(月)	磯鷄石崎、磯鷄沖、磯鷄西、上村
2日(火)	下荒谷1・2、田中、田の沢、小林、堺町	16日(火)	磯鷄一～三丁目、実田、神林、藤の川
3日(水)	高浜一～四丁目、金浜	17日(水)	藤原一～三丁目、藤原上町、小山田
4日(木)	築地、愛宕、光岸地	18日(木)・19日(金)、22日(月)～26日(金)	その他の地区
5日(金)	栄町、南町、館合町、和見町、保久田		
8日(月)	緑ヶ丘、横町、黒田町、新町、本町		

【表2】 減免の対象と割合など

※市民税（個人）は、「主たる生計維持者」を「納税義務者」と読み替える

減免事由	減免割合	用意する書類
1 主たる生計維持者※が死亡した	全額免除	不要（転入などで、市が事実確認できない場合のみ、確認のための戸籍謄本など）
2 主たる生計維持者※が重篤な傷病を負った	全額免除	罹災により1カ月以上の治療を要すると認められる医師の診断書
3 主たる生計維持者※（国民健康保険税は被保険者を含む）の行方が不明である	全額免除（国民健康保険税にかかる主たる生計維持者以外の被保険者の場合は、当該被保険者分のみ免除）	・遺族補償金などの支給決定通知書の写し ・主たる生計維持者の行方が不明であることを理由として、災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し ・第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人など）の証明書
4 主たる生計維持者※の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（事業収入など）の減少が見込まれ、次の3つの要件（介護保険料は①、③の2つの要件）のすべてに該当する ① 事業収入などのいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補てんされるべき金額を控除した額）が前年の10分の3以上である ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下である ③ 減少することが見込まれる事業収入などにかかる所得以外の所得の合計額が400万円以下である	減免額は、各税（保険料）により異なり、下記【図1】のとおりです。 4の判定図で判定し、該当する場合は減免申請してください	給与明細など、今年収入を見込めるもの（不明の場合は、収入の状況を聞き取りますので、内容の分かる人が申請してください）
5 原子力災害対策特別法の規定による避難または退避をしている	全額免除	避難または退避していることが確認できるもの
6 住宅の全半壊またはこれに準ずる被災をした	全壊は全額免除、大規模半壊および半壊は2分の1免除	罹災証明書

【図1】 収入が減少する場合の減免割合

●市県民税（個人）

個人市県民税額に、被災により減少することが見込まれる事業収入などの前年中の所得金額が前年中の合計所得金額に占める割合を乗じて得た額を、右記【表A】の区分で減免します。

（注）・・・事業などの廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象税額の全部を免除します。

●国民健康保険税

保険税額に、被災により減少することが見込まれる事業収入などの前年中の所得金額が、世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年中の合計所得金額に占める割合を乗じて得た額を、右記【表A】の区分で減免します。

（注1）・・・主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合には、前年中の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除します。

（注2）・・・事業所を解雇され、雇用保険受給資格者証の交付を受けていることにより、保険税軽減制度が適用される人については、前年中の給与所得を100分の30と見なし算定することとし、給与収入の減少に伴う減免は行われません

●後期高齢者医療保険料

保険料額に、被災により減少することが見込まれる

事業収入などの前年中の所得金額が、世帯の主たる生計維持者および当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年中の総所得金額などに占める割合を乗じて得た額を、下記【表A】の区分で減免します。

【表A】

前年中の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全部
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1,000万円以下	10分の2

●介護保険料

保険料額に、主たる生計維持者の被災により減少することが見込まれる事業収入などの前年中の合計所得金額に占める割合を乗じて得た額を、下記の【表B】の区分で減免します。

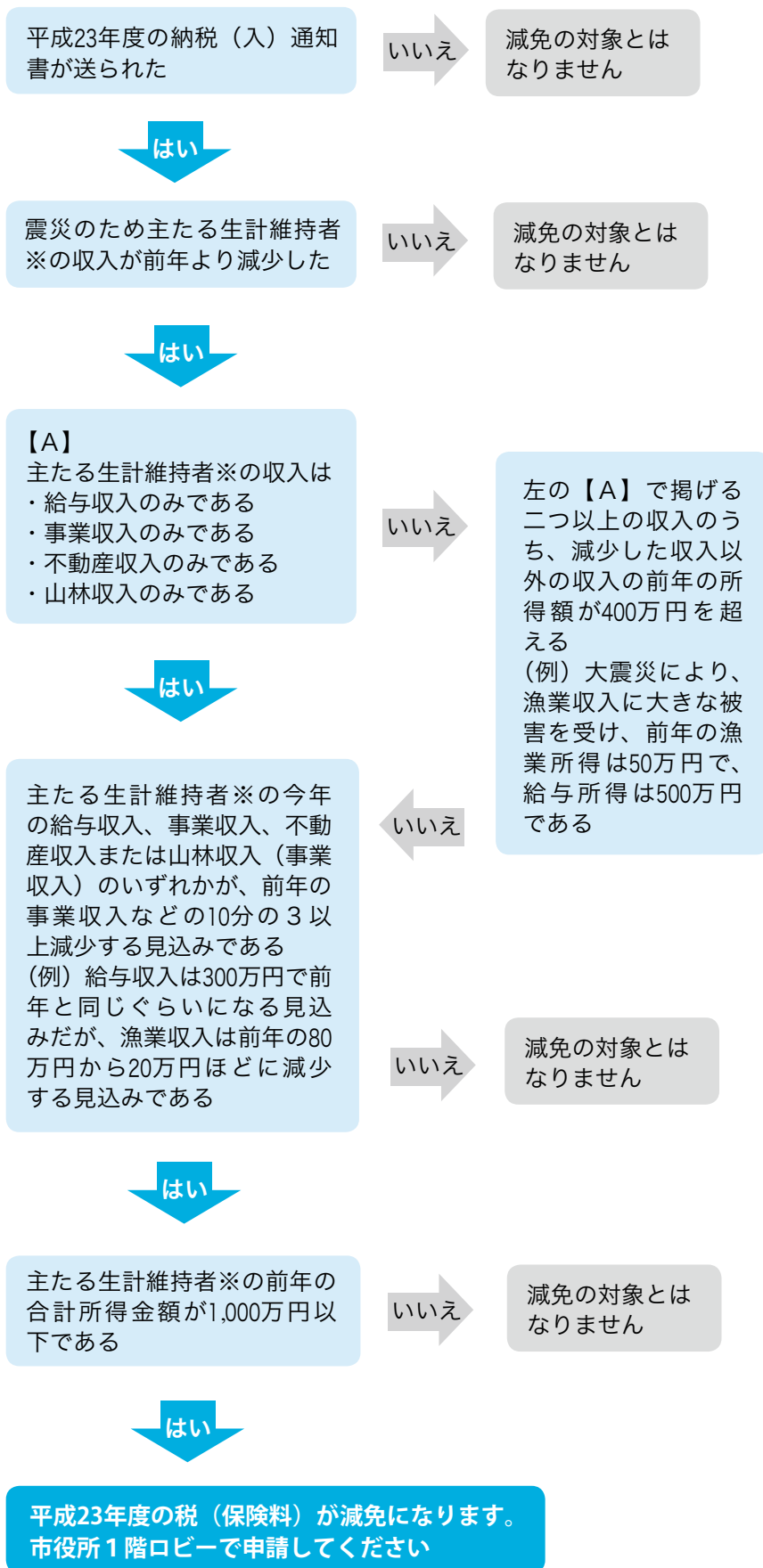
（注）・・・主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合には、前年中の合計所得金額にかかわらず、対象保険料などの全部を免除します。

【表B】

前年中の合計所得金額	減免の割合
200万円以下	全部
200万円を超える	10分の8

判定図

○市県民税（個人）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について…



減免の対象に当てはまるか、判定してみましょう。

※市県民税では、「主たる生計維持者」を「納税義務者」と読み替えて判定してください



減免の対象とはなりません

(注1) 二つ以上の減免事由に該当する場合は、減免額の多い方を適用します。例えば、住宅の大規模半壊、半壊などの減免額が、収入減少による減免額を上回る場合は、収入減少による減免申請をすることはできません

(注2) 事業などの廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象税（保険料）の全額を免除します

(注3) 国民健康保険税は、事業所を解雇され、雇用保険受給資格者証の交付を受けていることにより、保険税軽減制度の対象となる人については、まず、前年の給与所得を100分の30と見なすことにより保険税軽減制度を行うこととし、給与収入の減少に伴う保険税軽減は行いません

(注4) 介護保険料は、前年の合計所得金額が1,000万円の上限を設定していません

東日本大震災の被災者を対象に 医療費の一部負担金などを免除

国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者は、医療機関で窓口負担の免除を受ける場合、免除証明書が必要です。
免除証明書の申請方法などは次のとおりです。

申請先・問い合わせ 市総合窓口課国民健康保険担当
(☎9075)、医療給付担当 (☎9076)

■対象 平成23年3月11日に特定被災区域※に住所を有していた人で、震災による被害を受けたこと
によって、下記【表1】のいずれかに該当する国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者

1【表1】の①に該当する人で、平成23年6月16日までに義援金の支給を受けた世帯の国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者：申請は必要ありません。7月中に証明書を郵送します。

※世帯に変更のあった人や、義援金の申請日などによって郵送の対象とならない場合がありますので、その際には申請をお願いします。

2【表1】の②に該当する人で、平成23年6月17日以降に義援金の

支給を受けた場合／まだ義援金の支給申請をしていない場合／【表1】②③⑦に該当する場合・・・申請が必要です。

■用意する物 被保険者証、印鑑、および【表1】に掲げる書類

■受付開始日／時間 7月28日(木)から午前8時30分～午後5時

■受付場所 市役所1階ロビー(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免申請と同時に受け付け)

なお、免除の対象となる人で、すでに医療機関に一部負担金などを支払った場合は、払い戻しの請求をすることができません。
支払った額が確認できる書類(領収書など)を持参し、市総合窓口課で申請してください。

※特定被災区域とは：災害救助法の適用市町村と被災者生活再建支援法の適用市町村(具体的には、岩手県・宮城県・福島県の全市町村、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部市町村)。

【表1】対象・必要書類一覧

対象	必要書類
①住宅が全半壊、全半焼した方	・罹災証明書
②世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方	【死亡の場合】 不要(転入などで、市が事実確認できない場合のみ、確認のための戸籍謄本など) 【重篤な傷病の場合】 ・罹災により1カ月以上の治療を要すると認められる医師の診断書
③世帯の主たる生計維持者の行方が不明な方	・遺族補償年金などの支給決定通知書の写し ・主たる生計維持者の行方が不明であることを理由として、災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し ・第三者(事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人など)の証明書
④世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した方	・公的に交付される書類のうち、事実確認が可能なもの(税務署に提出される廃業届、異動届の写しなど) ・事業主などによる証明書(公的に発行される書類での確認が困難な場合)
⑤世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	・雇用保険受給資格者証 ・事業主などによる証明書(公的に発行される書類での確認が困難な場合)
⑥原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示や屋内退避指示、計画的避難区域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方	・住民票の写しなど、避難指示などの対象区域に住所を有していたことが確認できるもの
⑦特定避難勧奨地点に居住しているため、避難している方	・住民票の写しなど、避難指示などの対象区域に住所を有していたことが確認できるもの

春の叙勲・褒章

平成23年春の叙勲、危険業務従事者叙勲および褒章の受章者が決まりました。
本市から選ばれた6人の経歴と喜びの声を紹介します。

旭日小綬章・地方自治功労

三上 敏さん（山口・78歳）



【経歴】昭和61年から6期24年間、宮古市議。市公民館運営審議会委員長、市農業委員会会長などを歴任。平成14年からは市議会議長を務め、地方自治の伸展に尽力しました。

【喜びの声】地域の方々をはじめ、市民の皆さま、市議の先輩、仲間のおかげで充実感をもって職務を全うでき感謝しています。災害の教訓を生かし、宮古市がさらに発展するようこれからも応援していきます。

瑞宝双光章・消防功労

袴田 正藏さん（平津戸・72歳）



【経歴】昭和34年、川井村消防団入団。川井村消防分団長、副団長などを歴任。平成15年から21年まで川井村消防団団長。火災予防活動と後進の指導に尽力しました。

【喜びの声】50年間、地域の皆さまや家族の支えで団長まで務めさせていただきました。心より感謝しています。今後は地域の一員として、防災意識の向上に協力していきたいと思えます。

瑞宝単光章・統計調査功労

森田 隆さん（磯鶏西・76歳）



【経歴】昭和30年に国勢調査員となり、同調査や工業統計調査、農林業センサス調査など100回の調査に従事。平成17年まで丁寧な対応と正確な回収で調査に尽力しました。

【喜びの声】統計調査は信頼が大事。調査のときは直接顔を合わせることを心掛けてきました。調査に協力していただいた皆さま、温かく指導していただいた市担当者、支えてくれた家族に心から感謝いたします。

危険業務従事者叙勲

瑞宝単光章・警察功労

北村 陽太郎さん（西ヶ丘・71歳）



【経歴】昭和38年、警視庁入庁。尾久署、中野署、板橋署などに勤務。田無署では地域課長代理を務め、平成12年退職。37年間、東京都の治安維持に貢献しました。

【喜びの声】今回の受章者には同期の仲間もおり授章式では一緒に喜び合いました。住民の皆さま、同僚、家族のおかげです。また現在震災復興の支援のため集まっている全国の後輩たちにも感謝しています。

藍綬褒章・統計調査功績

小林 義一さん (田老小林・76歳)



【経歴】昭和35年に農業センサス調査員となり、同調査10回、国勢調査9回など49回の各種統計調査に従事。平成17年まで正確な調査で統計思想の普及発展に寄与しました。

【喜びの声】前任者の調査を手伝った縁で調査員となり、地域の皆さまの協力により、これまで続けてこられました。地域は被災しましたが、また活気に満ちた漁業のまちの姿が戻ることを期待しています。

藍綬褒章・調停委員功績

坂下 道子さん (向町・70歳)



【経歴】平成3年から20年間調停委員として事件の解決と後進の指導に尽力。平成3年盛岡家裁、同7年盛岡地裁の調停委員となり、調停制度の普及発展に貢献しました。

【喜びの声】先輩の方々の熱意を受け継ぎ、問題を抱えた当事者の心に一筋の明かりが見えるように願ってきました。震災により本当に大切なものが見えてきたと思います。今後の調停も変わっていくことでしょう。

副市長に名越一郎さんが就任

震災からの復旧・復興用務に専念



就任式の後、定例記者会見に臨む名越副市長

市は、東日本大震災からのいち早い復興と安心・安全なまちづくりを早期に実現するため、総務省から名越一郎さんを招へいし、7月4日付けで、復旧・復興に専念する副市長を新たに配置しました。任期は4年間の予定です。

名越副市長の略歴などは、次のとおりです。

Profile

氏名・年齢 名越一郎・33歳

出身地 大阪府大阪市

学歴 東京大学法学部卒業

略歴 平成12年 自治省入省

平成19年 和歌山県和歌山市財政局長

平成22年 総務省消防庁総務課長補佐

一般事務職員、保育士、土木・建築技術職員、保健師 宮古市職員を募集

■募集職種／採用予定人数／受験資格

▼一般事務職員／8人／昭和55年4月2日以降に生まれた人で、高校・短大・大学卒業者（卒業見込みを含む）

▼保育士／3人／昭和51年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人（平成24年3月31日までに資格取得予定を含む）

▼土木技術職員／2人／昭和51年4月2日以降に生まれた人で、高校・短大・高専・大学・専修学校の土木系学部、学科卒業者（卒業見込みを含む）

▼建築技術職員／1人／昭和51年4月2日以降に生まれた人で、一級建築士または二級建築士の資格があり、実務経験のある人

▼保健師／1人／昭和55年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人（平成24年3月31日までに資格取得予定を含む）

※次のいずれかに該当する人は受験できません。

- 日本国籍を有しない人（保育士、保健師を除く）
- 成年被後見人、被保佐人

○禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの人

○日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そのほかの団体を結成し、またはこれに加入した人

■試験日／場所

○第一次試験 9月18日(日)午前9時30分受付、午前10時試験開始／県立大学宮古短期大学部

○第二次試験 10月／宮古市役所

○最終試験 11月／宮古市役所

■試験の内容

【一般事務職員】

○第一次試験 教養試験、作文試験、事務適性検査

○第二次試験 人物試験（集団面接、集団討論）

○最終試験 人物試験（個別面接）、身体検査（健康診断書を提出）

【保育士・土木技術職員・建築技術職員・保健師】

○第一次試験 教養試験、作文試験、専門試験

○第二次試験 人物試験（集団面接）

○最終試験 人物試験（個別面接）、身体検査（健康診断書を提出）

■受験申込用紙の配布



震災対応のさなかに行われた本年度の新採用職員辞令交付式。「苦しいときこそ笑顔で市民のために頑張るぞ」山本市長の号令の下、一致団結

8月1日(月)から、市役所3階総務課、各総合事務所1階窓口で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。郵便請求は、封筒の表に「受験を希望する職種」を赤字で明記し、120円切手を貼ったA4判の返信用封筒（住所、氏名を明記）を同封して、市総務課職員担当まで請求してください。

■受付期間

8月1日(月)～19日(金)午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日を除く。持参、郵送ともに19日(金)午後5時15分必着）

■成績順位の通知

試験の結果不合格になった人で、希望者には試験の得点と順位をお知らせします。

■申し込み・問い合わせ

市総務課職員担当（〒027-8501 新川町2番1号 ☎68-9062）

津波浸水家屋 し尿くみ取り料を補助

■対象 3月11日の津波で、床上・床下浸水の被害に遭い、浸水した便槽から有料でくみ取りを実施した人

■補助内容 ①床上浸水＝汲み取り料の全額、②床下浸水＝汲み取り料の半額

■用意する物 印鑑、汲み取り料の領収書、振込先金融機関と口座番号の分かるもの、罹災証明書

■問い合わせ 市環境課環境保全担当（☎68-9078）

被災による廃材や家具 適正な処理を

家庭で不要となった家具や家電製品が道路や空き地などに放置されています。この行為は不法投棄に当たり罰せられますので、小山田の処理場に自分で持ち込むなど適正に処理してください。

また、住宅修理の際に廃材などをその場に放置していく事業者が見受けられます。産業廃棄物に該当しますので、適正に処分してください。被災住宅修理の際の廃材などは分別し、藤原ふ頭の仮置き場に搬入してください。

■問い合わせ 市環境課きれいなまち推進室（☎64-6488）

消防職員、事務局技術職員

宮古地区広域行政組合職員を募集

■募集職種／採用予定人数／受験資格

▼消防職員（初級消防）／8人以内／昭和61年4月2日以降に生まれた人で、高校卒業以上の学歴を有する人（卒業見込みを含む）。消防職員として職務遂行に必要な身体、体力を有する健康な人

▼事務局技術職員（初級電気）／1人（ごみ・し尿処理、リサイクル施設全般の管理）／昭和56年4月2日以降に生まれた人で、次の

①、②のいずれかに該当する人
 ① 高校・短大・高専・大学・専修学校の電気工学関係の学部、学科卒業者（卒業見込みを含む）

② 電気主任技術者の有資格者
 ※次のいずれかに該当する人は受験できません。

○日本国籍を有しない人
 ○成年被後見人、被保佐人
 ○禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの人
 ○日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そのほかの団体を結成し、またはこれに加入した人

■試験日／場所

○第一次試験 9月18日(日)午前9時30分受付、午前10時試験開始／県立大学宮古短期大学部
 ○最終試験 11月／消防本部庁舎ほか

■試験の内容

【消防職員】
 ○第一次試験 教養試験、作文試験、消防適性検査
 ○最終試験 人物試験（個別面接）、身体・体力検査

【事務局技術職員】

○第一次試験 教養試験、作文試験、専門試験
 ○最終試験 人物試験（個別面接）、身体検査（健康診断書を提出）
 ■受験申込用紙の配布
 7月15日(金)から次の場所で配布します。

【消防職員】 消防本部、宮古消防署、田老（田老庁舎3階）・新里・川井分署で配布します。郵便請求の場合は、封筒の表に「受験願書希望」と赤字で明記し、1200円切手を貼ったA4判の返信用封筒（住所、氏名を明記）を同封して、宮古地区広域行政組合消防本部総務課職員係まで請求してください。

務課職員係まで請求してください。

【事務局技術職員】 宮古地区広域行政組合事務局総務課、市役所3階総務課、各総合事務所1階窓口で配布します。組合ホームページ（<http://www.miyako-kouiki.jp/>）からもダウンロードできます。郵便請求は、封筒の表に「技術職員」と赤字で明記し、1200円切手を貼ったA4判の返信用封筒（住所、氏名を明記）を同封して、宮古地区広域行政組合事務局総務課庶務担当まで請求してください。

■受付期間

8月1日(月)～19日(金)午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日を除く。持参、郵送ともに19日(金)午後5時15分必着）

■成績順位の通知

試験の結果不合格になった人で、希望者には試験の得点と順位をお知らせします。

■申し込み・問い合わせ

【消防職員】

宮古地区広域行政組合消防本部
 総務課職員係（〒027・007
 2 五月町2番1号 ☎11193）

【事務局技術職員】

宮古地区広域行政組合事務局総務課庶務担当（〒027・0000
 0 千徳14の121の5 ☎642011）

民間賃貸住宅への入居支援 7月20日で申請受付を終了

県では、このたびの震災で被災し、民間賃貸住宅へ入居する（した）人を対象に、県が借り主となり家賃を負担する支援を実施しています。

この制度の申請受付は、7月20日(水)で終了します（県への契約書提出期限は8月1日(月)午後5時必着）ので、希望者はお早めに申請してください。

■入居要件／入居開始期限

- ① 住宅が全壊、全焼、または、流失した人／8月1日(月)までに入居すること
- ② 住宅が半壊以上の被害を受けた人のうち、取り

壊しが必要であるなど、自らの住宅に居住できない人／8月1日(月)までに入居すること

■借上げ対象物件／期間

3月11日以降に契約する（した）民間賃貸住宅（アパート、貸家など）／最長2年間 ※間取りや入居者数に応じて上限があります。間借りは対象外です。

■用意する物 罹災証明書、賃貸契約書（すでに契約済みの人）

■申請先・問い合わせ 市建築住宅課（☎68-9107）

子どもの健康診査

対象者には個人通知していますが、まだ受診していない人は、都合の良い日程で受診しましょう。

■日時・対象など

健康診査	対象児	期 日	受付時間
1歳6カ月児	平成22年1月生まれ (1回目)	8月3日(水)	午後1時 ~1時20分
3歳児	平成20年3月生まれ	7月20日・27日(水)	

■場所 市民総合体育館フォーラム棟

■用意する物 母子健康手帳、問診票、仕上げみがき用歯ブラシ

■問い合わせ 各保健センター

※本年度の7カ月児・1歳児・2歳児・2歳6カ月児健康相談は、実施を見合わせます

健康相談の日程

血圧測定、尿検査、個別相談などを行います。お気軽にお越しください。

■問い合わせ 宮古保健センター

期日	時間	場所
7月19日(火)	9:30~10:30	大沢地区センター
	13:30~14:30	姉ヶ崎地区センター
7月21日(木)	9:30~10:30	花輪農村文化伝承館
	13:30~14:30	松山地区センター
7月28日(木)	9:30~10:30	上鼻自治会館
	13:30~14:30	山口公民館
8月1日(月)	9:30~10:30	払川地区会館
	13:30~14:30	藤畑公民館
8月4日(木)	9:30~10:30	白浜ミニコミュニティセンター
	13:30~14:30	重茂北地区公民館
8月8日(月)	9:30~10:30	笹見内地区公民館

8月から変わります~後期高齢者医療被保険者証~

●後期高齢者医療被保険者証を郵送

8月1日から使用する被保険者証を7月下旬に郵送します。月末までに届かない場合には、問い合わせください。

●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を郵送

現在、認定証をお持ちの人で、本年度も該当する人には、8月上旬までに新しい認定証を郵送します。また、新たに該当予定の人には、手続きのお知らせを郵送します。

■問い合わせ 市総合窓口課医療給付担当(☎68-9076)

姉ヶ崎サン・スポーツランド 参加者募集

●スイミングスクール(幼児・小学生)受講生追加募集

■受講期間 8~9月

■募集コース/受講日時 幼児コース4・5・6歳/木曜の午後3時~3時45分、小学生コース1~6年生/月曜の午後4時30分~5時20分

■定員 各コース15人

■受講料など 1,300円(傷害保険料を含む)

■申込期間 7月15日(金)~24日(日)

●親子ふれあい水泳教室

■日時 7月31日(日)午前11時~11時45分

■対象/定員 3歳以上の未就学児とその家族/10組

■参加料 1組500円

■プール利用料 大人520円、子ども310円

■用意する物 水着、水泳帽子、タオルなど

●小学生水泳記録会

■日時 8月27日(土)午前10時

■対象 次のいずれかに該当し、同一種目で50m完泳できる人

①市内の小学4~6年生

②同施設のスイミングスクール(小学生コース、競泳コース)受講生

■種目 自由形、背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライ(各種目25mおよび50m)、個人メドレー100m ※1人3種目まで

■参加料 800円(プール利用料、傷害保険料を含む)

■申込期限 8月9日(火)

<共通>

■申込方法 申込書に参加料などを添えて窓口まで

■申し込み 姉ヶ崎サン・スポーツランド(☎63-6323)

宮古保健所

<自殺関連こころの相談>

ストレスや不眠などの悩み、自死遺族などの相談に保健師が応じます。

■日時 8月11日(木)午前10時～正午

<精神保健相談>

引きこもりやうつ状態、物忘れなど、こころの健康に関する相談に専門医が応じます。

■日時 8月11日(木)午後2時～4時

<共通>

■場所・申し込み 宮古保健所(☎64-2218) ※前日まで
に要予約

8月から変わります～国保の保険証・高齢受給者証～

国民健康保険(国保)の保険証および高齢受給者証は、7月31日で有効期限をむかえ、8月1日から新しくなります。保険証は、加入者一人に一枚交付します。

●一般、退職保険証＝青色

●高齢受給者証＝白色

新しい保険証と高齢受給者証は、それぞれ別々に7月中に各世帯に郵送します。

加入者の氏名、生年月日、ほかの保険に加入している人がいないかなどを確認してください。記載内容に誤りがあったり、8月になっても届かない場合には、問い合わせください。

保険証を保管するためのケースや臓器提供意思表示欄の保護シールは、市総合窓口課(市役所東側駐車場仮設事務所内)、各総合事務所、各出張所で希望者に配布します。

古い保険証と高齢受給者証は、市総合窓口課、各総合事務所、各出張所に返還するか、ほかで利用されないよう破いて処分してください。

■問い合わせ 市総合窓口課国民健康保険担当(☎68-9075)

平成23年度の介護保険料通知書 7月中に郵送します

65歳以上の人介護保険料の基準額は「年額47,800円」で、下記の表のとおり、市民税の課税状況などに応じて、所得段階別に算定します。

一人一人の保険料の通知書は、7月中に郵送します。

■問い合わせ 市介護保険課(☎68-9085)

所得段階	該当者	計算方法	年間の保険料
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、なおかつ老齢福祉年金または生活保護を受給している人	基準額×0.5	23,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	23,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階対象外の人	基準額×0.75	35,900円
第4段階	世帯の誰かに市民税課税対象者がいるが、本人は市民税非課税の人	基準額	47,800円
第5段階	本人が市民税課税対象者で、合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	59,800円
第6段階	本人が市民税課税対象者で、合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	71,700円

※40～64歳までの人の介護保険料は、加入している医療保険の保険者が算定します。詳しくは、医療保険の保険者に問い合わせください。

※震災で被災された方は保険料の減免を受けることができます。詳しくは、2～4頁をご覧ください。

■行事の内容など、詳しくは主催者にお問い合わせください

生涯学習など

林業課

▼イチイの森の巨木を訪ねる



イチイの森の巨木の前で

イチイの森は豊かな森林資源に恵まれ、巨木が残る原生林としてかわい木の博物館分館13号に登録されています。この山林の中をインストラクターの案内で散策しながら、樹木の名称や自然環境などを学習します。

- 集合日時 8月4日(木)午前8時30分
- 集合場所 市民総合体育館 駐車場
- 定員 20人
- 参加料 無料
- 用意する物 昼食、飲み物、雨具など
- 申込期限 7月27日(水)
- 申し込み 市林業課 (☎9097)

新里生涯学習センター(玄翁館)

▼第3回女性セミナー「歌の集い」

● 日時 7月31日(日)午前10時～11時30分

● 場所 新里生涯学習センター

● 内容 童謡、唱歌などの集い(男性可)

● 講師 佐々木良恵(音楽療法士)

▼自分史合同文集「風そよぎ花ゆれて」第10集・作品募集

● テーマ 幼年期からの出来事や思い出、軍隊体験・戦時中の暮らし、昔の冠婚葬祭・節句、短歌・俳句・川柳・詩など

● 対象 新里に縁のある人

● 募集内容 原稿用紙8枚程度(写真などの応募可)

● 応募期限 10月30日(日)

〔共通〕◎申し込み 新里生涯学習センター (☎72019)

川井・産業振興課

▼かわい木の博物館「森で木を切ってみよう、ナメコを植えてみよう」

● 期日 8月6日(土)・7日(日)

● 集合時間 午前9時(午後3時30分終了)

● 集合場所 川井総合事務所 所前

● 内容 黒沢市有地での伐採およびナメコの植菌体験

● 対象 定員 小中学生/20人

● 参加料 200円(保険料)

● 用意する物 昼食、飲み物、森の中で作業で

きる服装、長靴、雨具

● 申込期限 8月1日(月)午後4時

● 申し込み 川井総合事務所産業振興課木の博物館担当 (☎762165、FAX762042)

勤労青少年ホーム

▼初級エクセル2007講座

● 期日 8月6日(土)・7日(日)(全2回)

● 時間 午前10時～午後4時

● 定員 10人

● 参加料 1500円

▼陶芸講座

● 日時 8月3日(水)午後6時30分～8時30分

● 講師 鳥居明生(A M陶芸工房)

● 定員 15人

● 参加料 1000円

● 託児 7月31日(日)までに要予約

県立水産科学館

▼夜の水産科学館

閉館時間を延長します。照明を落とし、幻想的な夜の科学館。遊ぶ魚たちとともに癒しのひとときをお過ごしください。

● 期日 7月22日(金)・23日(土)・29日(金)・30日(土)、8月5日(金)・6日(土)

● 閉館時間 午後8時30分

▼親子餅付け体験

● 期日 7月23日(土)・26日(火)・30日(土)

8月2日(火)・6日(土)・9日(火) 時間 午前10時～正午

● 内容 餅の加工、展示魚への餌付け

● 対象 定員 小学生と保護者/5組10人

※希望日を連絡してください。

〔共通〕◎申し込み 県立水産科学館 (☎53533、FAX644855)

開催・募集など

▼新里グリーン・ツーリズム「コソバづくりまるごと体験」(全4回)

● 期日/内容 ①7月24日(日)/種まき作業、②9月25日(日)/刈り取り作業、③10月9日(日)/脱穀作業、④11月20日(日)/そば打ち体験

● 対象 小学生以上(小学生は保護者同伴)

● 定員 10人

● 参加料 1000円(小学生は無料)

● 申込期間 7月15日(金)各実施日3日前

● 集合場所 申し込み 和井内ふるさと会館 (☎7800) ※毎回手打ちそばの振る舞いあり、各回の詳細案内は後日連絡



そば打ちで食の大切さを実感

劇団四季・宮古公演
「ユタと不思議な仲間たち」

- 期日 8月1日(月)
- 開演時間 午後2時
- 場所 河南中学校体育館
- 対象 小中学生 および保護者



「生きる喜び」を伝えます(撮影・荒井 健)

- 入場料 無料
- 用意する物 上履き、座布団、飲み物など
- 入場券配布 7月19日(火)から中央公民館分館、山口公民館、新里・川井生涯学習センターで配布
- 問い合わせ 市教育委員会文化課(☎68-9121) ※会場には駐車場がありませんので、できるだけ車以外の移動手段でお越しください。

盛岡さんさ踊り観覧者募集



夏空高く響く太鼓の音

- 期日 8月1日(月)
- 集合場所/時間 グリーンピア三陸みやこ たるちゃんテント付近/午前9時30分、市民総合体育館/午前10時(帰着は市民総合体育館/午後9時45分、グリーンピア三陸みやこ/午後10時15分)
- 定員 100人
- 参加料 無料※昼食、夕食は準備します。
- 申し込み トップツアー(株)盛岡支店(☎019-651-8800) 受付時間午前9時20分~午後6時(土・日・祝日を除く) ※集合場所には観覧者用駐車場がありませんので、できるだけ車以外の移動手段でお越しください。

- ▼ストリングカルテット響「チャリティーコンサート2011」
- 日時 7月24日(日)午後1時30分開場、2時開演 ●場所 山口公民館 ●入場料 無料※整理券が必要
- 問い合わせ 熊坂内科医院(☎8123)、リラパークこなり(☎6523)
- ▼宮古高校音楽部・吹奏楽部「定期演奏会」
- 日時 7月24日(日)午後2時30分開場、3時開演 ●場所 宮古高校第一体育館 ●内容 第一部・3部/吹奏楽部ステージ(マーチ・ライヴリーアヴェニュー)、上を向いて歩こうほか)、第二部/音楽

- 部ステージ(イメージング・グレイスほか)、全3部構成 ●入場料 無料 ●問い合わせ 宮古高校(☎1812) ※駐車場に限りがありますので、できるだけ車以外の移動手段でお越しください。
- ▼グリーンピア三陸みやこプール オープン
- 期間 7月24日(日)~8月28日(日)
- 時間 午前9時~午後5時 ●料金 大人300円、小中学生200円、幼児(3歳以上)100円
- 問い合わせ グリーンピア三陸みやこ(☎875111)
- ▼護衛艦一般公開
- 海上自衛隊護衛艦「やまゆき」

- が入港し、次のとおり一般公開を行います。
- 日時 7月30日(土)午後1時~4時、7月31日(日)午前9時~11時30分、午後1時~4時 ●場所 宮古港藤原ふ頭 ●問い合わせ 自衛隊宮古地域事務所(☎3881) ※船の都合により中止となる場合あり
- ▼五行歌・体験教室「はじめてみませんか。すぐ書ける、五行歌」
- 五行歌とは字数や音数にこだわらず、呼吸の切れ目が分かるように、五行に分けて話し言葉で書く短い詩です。
- 日時 7月30日(土)午後1時30分

- ~4時 ●場所 中央公民館分館 ●参加料 無料 ●問い合わせ 佐々木(午後7時以降、☎4873)
- ▼能力開発セミナー「Wordレアウトテクニク」
- 期日 8月2日(火)・3日(水) ●時間 午前9時~午後4時 ●内容 チラシやポスターなど紙面作りのテクニク(構成、レイアウト、配色など)を学ぶ ●対象 Wordの基本操作ができる人 ●定員 20人 ●受講料 2300円程度(テキスト代) ●申込期限 7月26日(火) ●場所 申し込み 宮古高等技術専門学校(☎5606、FAX 6596)

除く)の場合 平成22年度の自動車税が軽減(還付)される場合があります。

③被災自動車の代わりに自動車(代替自動車)を取得 代替自動車の自動車取得税、自動車税、軽自動車税が非課税などになる場合があります。

※該当する場合は、申請が必要です。

■問い合わせ 宮古地域振興センター 県税室 ☎64-2212

**高浜地区の下水道
8月から新たに使用開始**
市上下水道部下水道課

市は、環境の改善と水質の保全を目的に公共下水道の整備事業を行っています。

8月からは、高浜地区で新たに下水道が使用できるようになります。

下水道を使用したい人は、排水設備指定工事店または市上下水道部下水道課まで、お問い合わせください。

■問い合わせ 市上下水道部下水道課 ☎71-2299

**司法書士による
無料登記相談**
市生活課市民相談室

司法書士による不動産登記や相続・法人登記の無料相談会です。

■日時 7月20日(水)午後1時~3時、7月27日(水)午前10時~正午※要予約

■場所・問い合わせ 市生活課市民相談室(市役所分庁舎2階、☎68-9081)

**女性相談を
再開します**
フラットピアみやこ

震災により、休止していた女性相談を再開しますので、ご利用ください。来所相談、電話相談ともに無料です。

■相談受付時間 月曜日から金曜日までの午後1時から7時まで

■相談専用電話 ☎64-5066

おめでたおくやみ

6/16~6/30(届け出順・敬称略)

生まれた赤ちゃん

澤里美月(みづき) 弘川 (勝幸)
高橋咲和(さわ) 古里 (信政)
鈴木侑愛(らゐあ) 小沢二丁目 (一聖)
小林蓮央(れお) 樫内 (充)
佐々木玲美(れみ) 黒森町 (竜也)
滝野龍聖(りゅうせい) 宮町一丁目(鉄也)
佐々木ひかり 田鎖二 (匠)
大程紬葵(つむぎ) 泉町 (智之)
飯田帝雅(たいが) 泉町 (隆広)
井上 心(こころ) 太田一丁目(祥太)
佐々木太一(たいち) 長根二丁目(康一)
小原颯斗(はやと) 弘川 (淳)

♡結婚したお二人♡

北村修司・盛合智美 = 中里団地
高屋敷 誠・岩間夏美 = 藤原三丁目
出雲仁志・岡田香織 = 磯鷄西
滝野 淳・芳賀文子 = 西ヶ丘三丁目
上澤亮介・鈴木彩乃 = 日の出町
阿部 剛・上坂 恵 = 上鼻一丁目
前川和愛・大面真理子 = 水沢
山口幸一・折祖 歩 = 養目
鈴木 久・伊東幸恵 = 山口三丁目
前川恭平・佐藤恵梨 = 太田一丁目
伊藤孝也・吉田 恵 = 音部里

■亡くなった方■

石畑常三 (80) 緑ヶ丘
木村こずえ (27) 八木沢三丁目
舟生久雄 (62) 上鼻一丁目
佐々木清志 (94) 赤前上
北村トメ (102) 栄通り
平沼忠一 (85) 日影町
澤口ミサヲ (95) 川井
木村ヒテ (97) 宮町四丁目
佐々木善助 (90) 撰待
畑中和子 (75) 千鷲
古里義夫 (83) 鈴久名
山本與平 (73) 乙部1
横坂良廣 (67) 欽ヶ崎仲町
中村陽果 (3) 栄通り
佐々木克夫 (55) 大付
佐々木譲治 (56) 大付
佐々木トミノ (83) 大付
佐々木裕太 (28) 大付
竹谷紀幸 (52) 大付
山下勇一 (83) 蛸の浜町
前川幸丈夫 (79) 日出島
前川勝幸 (54) 日出島
佐々木吉男 (61) 大付
堀内泰一 (61) 赤前下

木村ミヤ (87) 千鷲
馬場美和子 (45) 千鷲
馬場勝見 (67) 小堀内
腹子 亮 (24) 乙部1
大久保ミホ子 (70) 山根町
新坂茂雄 (57) 乙部2
影田久保よし子 (54) 中町
畠山純一 (62) 藤原上町
下平義大 (69) 大付
政谷京子 (69) 乙部1
政谷翔汰 (6) 下荒谷1
盛合良一 (71) 金浜2
山根トシエ (67) 駒形通
前川邦夫 (70) 磯鷄三丁目
畠山利松 (69) 石浜
佐々木常雄 (73) 小堀内
木村英夫 (63) 追切
山下チタ (81) 大沢
山下留美子 (34) 大沢
盛合 正 (96) 館合町
藤村松男 (70) 刈屋
長谷川力夫 (72) 赤前下
稲次敏子 (72) 蛸の浜町
崎田 聖 (67) 熊野町
佐々木チヨ (82) 駒形通
下村ミツ (78) 千鷲
木村忠平 (68) 千鷲
高屋敷幸喜 (31) 千鷲
高屋敷 優 (27) 千鷲
佐々木妙子 (75) 乙部1
皆野川光子 (75) 中町
山本健一 (67) 大平1
腹子ハナ子 (64) 乙部1
昆 善之助 (83) 宮町一丁目
佐々木平一 (61) 古里
昆 文昭 (39) 千鷲
昆 由香 (32) 千鷲
昆 蒼葉 (2) 千鷲
下山 治 (60) 和野
坂下 弘 (79) 早稲枋
佐々木忠一 (73) 黒森町
田中秀夫 (61) 田の沢
関口伍郎 (96) 小国
前川恵子 (73) 栄通り
馬場信正 (65) 千鷲
上須賀良子 (76) 石浜
中西勇次郎 (82) 乙部2
日蔭ハツ (79) 乙部2
谷上 實 (82) 鴨崎町
山野日キミ (76) 館ヶ下
佐々木利勝 (66) 高浜二丁目
坂本幸一 (60) 笹見内
細越マエ (88) 八木沢三丁目

※届け出の際、広報への掲載を希望した場合には載せています

お知らせ

information

宮古市役所 ☎62-2111
 田老総合事務所 ☎87-2111
 新里総合事務所 ☎72-2111
 川井総合事務所 ☎76-2111

宮古市奨学生を再募集します

市教育委員会総務課

市は、高校・大学などの入学者に、無利子で奨学金を貸し付けます。

■応募資格 次の両方を満たす人

- ①市の住民基本台帳に登録され、3カ月以上市内に住んでいる人を親に持つこと
 - ②高校・専門学校・短大・大学などに在学している人
- 募集人数／貸付額（月額）

図書館からのお知らせ

市立図書館、田老・新里・川井分室

■休館日＝本館・新里・川井分室／月曜日（本館・川井分室は7月18日は開館。19日(火)は祝日振替）※田老分室は休館中

【移動図書館車「なぎさ号」～宮古地域の運行日程～】

運休している場所が再開可能な場合は、図書館までご連絡ください。

期日	場所	駐車時間	期日	場所	駐車時間	
7月27日・8月10日(水)	愛宕・常盤座駐車場	運休中	8月3日(水)	長根・東北電力宮古アパート前	9:50～10:20	
	鎌ヶ崎仲町・七滝湯付近	運休中		近内消防屯所前	10:30～10:50	
	日立浜町・鈴木駐車場	運休中		太田・県職員千徳宿舎前	11:00～11:20	
	日影町・鎌ヶ崎小学校前	運休中		日の出町・市営住宅1号棟前	13:40～14:10	
	愛宕公園仮設住宅	10:50～11:30		佐原地区センター前	14:25～14:55	
7月28日・8月11日(木)	田鎖公民館前	13:40～14:00	7月21日・8月4日(木)	上村地区会館付近	9:50～10:20	
	花輪小学校前	14:10～14:30		磯鶏駅前	10:30～11:00	
	松山荘前	14:45～15:30		三社タクシー磯鶏営業所付近	11:10～11:40	
	宮園団地・元生協前	11:00～11:30		高浜・ファミリーマート村上店前	運休中	
7月15日・29日・8月12日(金)	ジョイス駐車場	13:30～14:15	7月22日・8月5日(金)	金浜・農漁村センター前	運休中	
	根市・雲南沢入口	14:30～14:50		津軽石・藤畑公民館前	14:30～14:45	
	花原市・華厳院前	15:00～15:20		津軽石・清寿荘前	14:55～15:40	
	神林・警察官舎付近	運休中		7月23日・8月6日(土)	津軽石駅前	運休中
	藤の川・上野商店付近	10:30～10:50			津軽石小学校前	10:40～11:00
藤の川地区会館付近	10:55～11:15	津軽石・新町公民館付近	11:10～11:40			
国土交通省官舎前	11:20～11:40	八木沢・市営住宅駐車場	13:30～13:45			
千徳駅前	13:40～14:00	八木沢・元ショッピング駐車場	13:55～14:10			
7月16日・30日(土)	長根・青猿神社付近	14:15～14:35	7月23日・8月6日(土)	藤原・公害試験室前	14:25～14:40	
	西ヶ丘二丁目県営住宅駐車場	14:50～15:40		西ヶ丘・生協前	10:00～10:30	
	赤前・柳澤商店付近	10:30～10:50		西ヶ丘・元サンエースパー前	10:45～11:40	
	赤前・元一力屋商店前	運休中		崎山・マルイ舗装駐車場	13:40～14:00	
	堀内・堀内公園付近	運休中		崎山・ニュータウン	14:10～14:30	
重茂・里消防屯所前	運休中	女遊戸・前川酒店前	14:45～15:05			
重茂・河原商店付近	14:15～14:35	早稲栃・北村寿造氏宅前	15:15～15:35			
小角柄・佐々木商店付近	14:50～15:10					

人口と世帯

(7月1日現在)
 人口 58,981人 (-118人)
 男 28,197人 (-49人)
 女 30,784人 (-69人)
 世帯 24,064 (12)
 ()内は前月との比較

人口のうごき

(6月1日～30日)
 出生 25人
 死亡 127人
 転入 160人
 転出 178人

交通事故

(6月1日～30日)
 人身事故 14件
 死亡者 0人
 負傷者 20人
 物損事故 109件

【高校】9人程度／15,000円

【大学・短大・専門学校】6人程度／40,000円

■貸付期間 入学校の修業年限

■返還方法 貸付期間満了後に、年賦、月賦のいずれかで返還

■返還期限 高校・短大・専門学校（修業年数2年以内）は5年以内、大学・専門学校（修業年数3～4年）は10年以内

■申込期間 7月19日(火)～8月19日(金)※必着

■申込方法 市教育委員会総務課（新里庁舎）で配布する「奨学金

貸付申請書」、「推薦調書」と、在学している学校の「在学証明書」を各1通、郵送または持参

■提出先・問い合わせ 市教育委員会総務課（〒028-2101、茂市第2地割112番地1、☎68-9114）

東日本大震災被災事業者支援制度説明会を開催

市産業支援センター

■日時 8月1日(月)・4日(木)午前10時※どちらか都合のよい日に参加ください。

■場所 市役所分庁舎3階大会議室

■対象 市内の中小企業経営者

■申し込み 市産業支援センター産業支援担当（☎68-9092）

自動車税および被災した自動車の取り扱いについて

宮古地域振興センター県税室

●自動車税の納期限延長と納税証明書

このたびの震災に伴い、平成23年度自動車税の納期限を延長しているため、納税通知書は送付していません。※延長後の納期限は決まり次第お知らせします。

このことにより、納税証明書の有効期限を平成23年10月30日まで延長しています。

なお、使用可能な自動車については、無事確認調査を行っていませんので、連絡をお願いします。※自動車を使用可能な場合は、自動車税の納税をお願いすることになります。

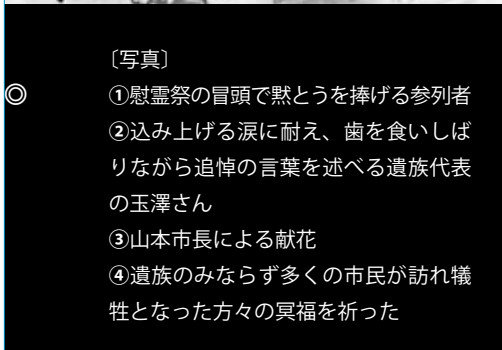
●被災した自動車の取り扱い

①被災自動車が使用不能などの場合 被災の申し出を受け付けています。

②被災自動車の修理費用が20万円以上（保険金などによる補填を



宮古市東日本大震災犠牲者合同慰霊祭
悲しさ——。悔しさ——。
乗り越えて
強く生きることを誓う。



〔写真〕
①慰霊祭の冒頭で黙とうを捧げる参列者
②込み上げる涙に耐え、歯を食いしばりながら追悼の言葉を述べる遺族代表の玉澤さん
③山本市長による献花
④遺族のみならず多くの市民が訪れ犠牲となった方々の冥福を祈った

宮古市東日本大震災犠牲者合同慰霊祭は6月26日、市民総合体育館で執り行われ、遺族ら千五百人余りが参列しました。
山本市長が「犠牲になられた方々のご冥福を心から祈り、この深い悲しみを乗り越えていくしかありません。一日でも早く復興を成し遂げるこそが、犠牲となられた方々に報いる我々の使命と信じています」と式辞。続けて、宮館副知事、前川市議会議長らがあいさつしました。
遺族代表の玉澤邦彦さん（田老中町）は、「無念と悔しさで涙が止まりません。しかし、今まで以上の良いまちをつくっていくことが犠牲になられた方々への本当の供養。津波の恐怖はもちろんのこと、世界や全国からの支援、そして復興までの道のりを次世代へ伝えるのが我々の役割だと思えます」と追悼の言葉を述べ、参列者全員で白い菊を献花し、津波で犠牲になった多くの市民の冥福を祈りました。

